

令和5年 第2回

毛呂山町農業委員会会議録

開催月日	令和5年3月27日(月)					
開催場所	201会議室					
開催時刻宣言	午後1時50分					
閉会時刻宣言	午後4時00分					
会長	初野 健一					
委員 出席 席 状 況	農業委員			農地利用最適化推進委員		
	席 次 番 号	氏 名	出 欠	席 次 番 号	氏 名	出 欠
	1	初野 健一	出	1	森 修	出
	2	関口 隆	出	2	小高 孝司	出
	3	峯岸 英男	出	3	渡邊 典邦	出
	4	岡野 鈴代	出	4	岡野 國明	出
	5	新井 功	欠	5	福島 誠一	出
6	小川 收一	出				

〔議案等〕

日程第3 議案第1号番号1 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

土地の表示：大谷木（田） 合計 7,300 m²

転用の詳細：太陽光発電用地

権利の種類：所有権移転

議案第1号番号2 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

土地の表示：若山三丁目（畑） 合計 2,264 m²

転用の詳細：資材置場

権利の種類：所有権移転

議案第2番号1 農用地利用集積計画の決定について

土地の表示：市場（畑） 合計 855 m²

契約内容：賃貸借、2年0カ月

議案第2番号2 農用地利用集積計画の決定について

土地の表示：西大久保（田） 合計 5,646 m²

契約内容：賃貸借、2年0カ月

議案第2番号3 農用地利用集積計画の決定について

土地の表示：川角（畑） 合計 2,433 m²

契約内容：賃貸借、6年0カ月

議案第2番号4 農用地利用集積計画の決定について

土地の表示：大類（畑） 合計 906 m²

契約内容：賃貸借、1年0カ月

報告第1号番号1 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届
出報告

土地の表示：岩井東二丁目（畑） 合計 45 m²

転用の詳細：長屋住宅の建築

報告第1号番号2 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届
出報告

土地の表示：若山三丁目（畑） 合計 919 m²

転用の詳細：長屋住宅の建築

報告第1号番号3 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届
出報告

土地の表示：毛呂本郷（畑） 合計 178 m²

転用の詳細：車庫の新築

報告第1号番号4 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届
出報告

土地の表示：岩井西五丁目（畑） 合計 200 m²

転用の詳細：専用住宅用地

報告第2号番号1 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届
出報告

土地の表示：岩井東三丁目（畑） 合計 1.46 m²

転用の詳細：居宅敷地の拡張

権利の種類：所有権移転

報告第1号番号2 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届
出報告

土地の表示：平山三丁目（畑） 合計 0.28 m²

転用の詳細：居宅敷地の拡張

権利の種類：所有権移転

議長	<p>(開会挨拶)</p> <p>それでは令和5年第1回農業委員会総会を開会いたします。出席委員は農業委員5名、農地利用最適化推進委員5名全員の出席があり、定足数に達しておりますので、総会は成立しております。</p> <p>◎日程第1 会議録署名委員の指名</p>
議長	<p>会議録署名委員の指名の件を議題とします。</p> <p>毛呂山町農業委員会会議規則第36条に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことに異議はございませんか。</p>
委員	<p>異議なし。</p>
議長	<p>それでは会議録署名委員に5番、2番を指名します。</p> <p>◎日程第2 会期の決定</p>
議長	<p>会期の決定につきまして本日1日とすることに異議はございませんか。</p>
委員	<p>異議なし。</p>
議長	<p>会期は本日1日とします。</p> <p>◎日程第3 議案第1号</p>
議長	<p>農地法第5条第1項の規定による許可申請について事務局に説明を求めます。</p>
事務局	<p>(内容説明)</p> <p>(内容追加説明)</p> <p>大谷木地区太陽光発電施設の設置に反対する要望書が生活環境課へ提出されたため、情報共有いたします。</p> <p>毛呂山町太陽光発電施設設置に関するガイドラインにおいて「設置するのに適当でないエリア」に該当する(土砂災害警戒区域)、「近隣住民との協調を保つこと」が為されていない為が主な反対の理由となります。</p>

	<p>4月より毛呂山町太陽光発電施設に設置に関するガイドラインは条例化され、土砂災害警戒区域には太陽光発電施設を設置することができなくなります。</p> <p>本日は3月27日になるため、条例の適用はできないこととなっています。</p>
議長	<p>質問のある方はいますか。</p>
委員	<p>4月にガイドラインが条例化されるため、駆け込みでの申請に見える。地元での太陽光発電所設置事業の際は、側溝の整備等の整備等を地元への還元としてお願いし、同意をした。</p> <p>大谷木の件については、そこまでの話し合いはなされていないように思われる。また、何らかの問題が起こった場合対応できる会社規模とは考えられない。反対の立場です。</p>
委員	<p>土地の表示について、地図と齟齬があるように見えるがどのような扱いの土地でしょうか。</p>
事務局	<p>計画地ではあるが、農地外の地目であるため申請一覧からは除外しています。</p>
委員	<p>理由書の中に意見・要望に対して回答書を回覧とありますが、回答書の提出はありましたか。あれば会議の資料として提出してほしい。無いようであれば、書類不備として審議を先延ばしにしてもよいのではないのでしょうか。</p>
事務局	<p>生活環境課に提出はされているが、農業委員会への提出はありません。また、法定添付書類が揃っている案件については許可・不許可の判断をお願いします。</p>
委員	<p>太陽光パネルの耐用年数が過ぎた後、産業廃棄物となるまで時間がかかる。適切にパネルを処理できる事業規模なのか疑問が残ります。</p>
委員	<p>現地を見ると3-4m高くなっているが、農地改良の手続きはされているのでしょうか。</p>

事務局	手続きは確認できていません。現況は田んぼの状態ではありませんが、農地状とはなっております。
委員	ガイドラインにのっとっていないことを条件に審議にかけないことはできないのでしょうか。
事務局	ガイドラインに法的拘束力はありません。法定添付書類が揃っていますので許可か不許可での審議をお願いします。
事務局	町は4月に条例化し、住民からの反対がある中で受理をすることはできないという立場をとる予定です。損害賠償等の措置があった場合それぞれ部局の判断は問われるものと考えます。
委員	地元が反対を表明する署名や要望を挙げていることを理由に不許可とすることはできないのですか？
事務局	委員会として不許可相当としても、法定添付書類が揃い、他法令違反ではない現在のところ、県で覆り、許可となる可能性もあります。
議長	それでは本議案について採決します。賛成の方は挙手を願います。
委員	(挙手無し)
議長	反対の方は挙手を願います。
委員	(全員挙手)
議長	全員挙手ですので、議案第1号番号1農地法第5条第1項の規定による許可申請は不許可相当といたします。
議長	◎日程第4 議案第2号 続いて、議案第2号番号1から4農用地利用集積計画の決定について。続けて説明をお願いします。
事務局	(内容説明)

委員	貸渡人のひとりに申請地以外の土地に違反物件の疑いのある土地を所有している者がいるが、審議に影響はないのでしょうか。
事務局	申請者には全部耕作条件がありますが、貸渡人にはありませんので、今審議には影響はないものと考えます。
議長	それでは本議案について採決します。賛成の方は挙手を願います。
委員	(全員挙手)
議長	全員挙手ですので、議案第2号番号1から4農用地利用集積計画の決定については許可相当といたします。
議長	◎日程第5 報告第1号 続いて、報告第1号番号1から4農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出報告について事務局に説明を求めます。
事務局	(内容説明)
議長	◎日程第6 報告第2号 続いて、報告第2号番号1から2農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出報告について事務局に説明を求めます。
事務局	(内容説明)
議長	以上で、本日の議案の審議はすべて終了いたしました。
会長代理	(閉会挨拶) 以上を持ちまして令和5年第2回農業委員会総会を閉会いたします。